

平成30年

第3回東栄町議会定例会 会議録

(第3日)

平成30年9月19日(水)

平成30年第3回東栄町議会定例会会議録

招集年月日 平成30年9月19日(水) 開議 午前10時00分  
閉会 午前11時18分

招集場所 東栄町役場 会議室

応招議員 (10名)

<u>1番 伊藤久代</u>	<u>2番 原田安生</u>
<u>3番 村本敏美</u>	<u>4番 森田昭夫</u>
<u>5番 加藤彰男</u>	<u>6番 山本典式</u>
<u>7番 峯田明</u>	<u>8番 柴田吉夫</u>
<u>9番 伊藤紋次</u>	<u>10番 伊藤芳孝</u>

不応招議員 なし

<u>1番 伊藤久代</u>	<u>2番 原田安生</u>
<u>3番 村本敏美</u>	<u>4番 森田昭夫</u>
<u>5番 加藤彰男</u>	<u>6番 山本典式</u>
<u>7番 峯田明</u>	<u>8番 柴田吉夫</u>
<u>9番 伊藤紋次</u>	<u>10番 伊藤芳孝</u>

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長	村上孝治	副町長	伊藤克明
教育長	佐々木尚也	総務課長	内藤敏行
税務会計課長	前地忠和	振興課長	伊藤明博
地域支援課長	加藤文一	病院事務長	伊藤知幸
住民福祉課長	原田英一	経済課長	金田新也
事業課長	伊藤久司	教育課長	栗嶋賢司

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 長谷川伸 書記 神谷純子

## 出席議員の報告

- 日程第 1 委員長報告
- 日程第 2 認定案第 1 号 平成 29 年度東栄町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 認定案第 2 号 平成 29 年度東栄町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 認定案第 3 号 平成 29 年度東栄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認定案第 4 号 平成 29 年度東栄町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定案第 5 号 平成 29 年度東栄町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定案第 6 号 平成 29 年度東栄町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定案第 7 号 平成 29 年度東栄町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定案第 8 号 平成 29 年度東栄町御殿財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 10 認定案第 9 号 平成 29 年度東栄町本郷財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 11 認定案第 10 号 平成 29 年度東栄町下川財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 12 認定案第 11 号 平成 29 年度東栄町園財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 13 認定案第 12 号 平成 29 年度東栄町三輪財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 14 認定案第 13 号 平成 29 年度東栄町振草財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 15 認定案第 14 号 平成 29 年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計決算認定について
- 日程第 16 議案第 49 号 東栄町町税条例等の一部改正について
- 日程第 17 議案第 51 号 平成 30 年度東栄町一般会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 18 議案第 52 号 平成 30 年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 19 議案第 53 号 平成 30 年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について

日程第 2 0	議案第 5 4 号	平成 30 年度東栄町簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）について
日程第 2 1	議案第 5 5 号	平成 30 年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について
日程第 2 2	議案第 5 6 号	平成 30 年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について
日程第 2 3	議案第 5 7 号	平成 30 年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計補正予算（第 2 号）について
日程第 2 4	選挙第 1 号	北設広域事務組合議会議員の選挙について
日程第 2 5	意見書第 2 号	定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書（案）の提出について
日程第 2 6		議会運営委員会の閉会中の継続審査について
日程第 2 7		文教福祉委員会の閉会中の継続審査について

## 開 会

### 議長（伊藤芳孝君）

ただ今の出席議員は 10 名でございます。欠席はありません。定足数に達していますので、ただ今から『平成 30 年第 3 回東栄町議会定例会』を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、予めお手元にご配布を申し上げてあるとおりでございます。

## 追加上程

### 議長（伊藤芳孝君）

ここでお諮りいたします。日程第 23 の次に、日程第 24 選挙第 1 号『北設広域事務組合議会議員の選挙について』、日程第 25 意見書第 2 号『定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書（案）の提出について』、日程第 26 『議会運営委員会の閉会中の継続審査について』、日程第 27 『文教福祉委員会の閉会中の継続審査について』の案件が、本日追加提案されましたので上程したいと思います。これにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

### 議長（伊藤芳孝君）

はい、ご異議なしと認めます。よって、日程第 24 から日程第 27 までの 4 案件を追加することに決定いたしました。

## 委員長報告

### 議長（伊藤芳孝君）

日程第 1、委員長報告を行います。

去る、9 月 6 日の本会議において、各委員会に付託いたしました案件に対しての審査結果につきまして、各委員長に報告を求めたいと思います。

初めに『決算特別委員長』からお願いします。

（「議長、9 番」の声あり）

はい、9 番 決算特別委員長 伊藤紋次君。

### 9 番（伊藤紋次君）

それでは、東栄町議会決算特別委員会の委員長報告をさせていただきます。

去る 9 月 6 日の本会議におきまして、本委員会に付託された付議事件は、認定案第 1 号『平成 29 年度東栄町一般会計歳入歳出決算認定について』から認定案第 14 号『平成 29

年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計決算認定について』までの14案件であります。これを受けまして、9月10日の午前10時から、当会議室において決算特別委員会を開催いたしました。

決算特別委員会の委員長及び副委員長は、選任の結果、私が委員長、柴田吉夫委員が副委員長の職務を行うこととなりました。出席者は、議会側は委員全員と議長、執行部は町長をはじめ副町長、教育長、各課長の出席のもと、慎重審査をいたしました。

以下審査の経過と結果についてご報告いたします。なお、本委員会は議員全員で構成され、全員が出席いたしておりますので質疑の詳細は省略させていただきます。

まず始めに、認定案第1号『平成29年度東栄町一般会計歳入歳出決算認定について』の審査をいたしました。歳出及び歳入の質疑を行い、討論はなく採決の結果、原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、認定案第2号『平成29年度東栄町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について』、認定案第3号『平成29年度東栄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について』、認定案第4号『平成29年度東栄町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について』、認定案第5号『平成29年度東栄町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について』、認定案第6号『平成29年度東栄町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について』、認定案第7号『平成29年度東栄町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について』、認定案第8号から認定案第13号までの『平成29年度各財産区特別会計歳入歳出決算認定について』、認定案第14号『平成29年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計決算認定について』の審査を順次行いましたが、いずれも質疑・討論はなく採決の結果、原案のとおり承認すべきものと決しました。

以上で、決算特別委員会の委員長報告を終わります。

#### 議長（伊藤芳孝君）

決算特別委員長の報告が終わりました。続いてこの報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

#### 議長（伊藤芳孝君）

はい、以上で質疑を打ち切ります。次に、『総務経済委員長』に報告を求めます。

（「議長、8番」の声あり）

はい、総務経済委員長 8番 柴田吉夫君。

#### 8番（柴田吉夫君）

総務経済委員会付託事件の審査報告をいたします。総務経済委員会は、9月6日本会議におきまして議案5件を付託されました。

これを受け、9月12日（水）午前10時より会議室において委員全員と、執行部より町長をはじめ、副町長、所管課長、主幹、課長補佐、係長と議会事務局長出席の下、付託された議案5件について審査いたしました。審査の経過と結果についてご報告いたします。

付託された案件は、議案第 49 号『東栄町町税条例等の一部改正について』、議案第 51 号『平成 30 年度東栄町一般会計補正予算（第 2 号・関係分）について』、議案第 54 号『平成 30 年度東栄町簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）について』、議案第 55 号『平成 30 年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について』、議案第 56 号『平成 30 年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について』の 5 件であります。

はじめに、議案第 49 号『東栄町町税条例等の一部改正について』を議題とし、質疑に入りました。委員より「上級法の改正に伴う町税条例の改正であるが、本町にとっての影響はどうか」、担当より「紙巻たばこについては、3 段階で引き上げられ現行に比較して 1 本当たり約 1.3 円の増収となる。これを平成 29 年度決算ベースに当てはめると年間約 4,400 円程度の増収となるが、たばこは消費減少傾向になっており大きな増収は見込めないと考えている」との回答。

以上で質疑を打ち切り討論に入るも討論なく、議案第 49 号『東栄町町税条例等の一部改正について』の件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 51 号『平成 30 年度東栄町一般会計補正予算(第 10 号)について』(関係分)を議題とし補正予算説明書、第 1 款・議会費。第 2 款・総務費。8 ページから 12 ページを除き 13 ページまで質疑に入りました。委員より「9 ページ、4 目財産管理費・修繕料、これはボイラーの交換であります、CO<sub>2</sub>を減らすと言うことを考えれば電気自動車と同じでペレットなどを利用した施設整備を考えるつもりはないか」、担当より「現ボイラーは、昭和 53 年に設置したもので 36 年経過しており、現在では部品も製造していないことから今回更新をする。仕様は灯油を燃料とした通常の温水ボイラーである。ペレットを使用することは考えていない」との回答でありました。

委員より「現行の施設を変えることは設備・場所等を見直す事になり財源も必要となるが、CO<sub>2</sub>の削減などからペレットを利用した設備を検討したらどうか。山間地の役所であり検討されることを願います」との要望がありました。

次に、第 5 款・農林水産業費。第 6 款・商工費。第 7 款・土木費。第 8 款・消防費、19 ページから 25 ページまで質疑に入りました。委員より「21 ページ、4 目地域振興費、東栄フェスティバル関連について「節」ごとの内容について」の質問がありました。担当より「8 節報償費については当初、花祭保存会 3 団体で 60 万円。三遠南信地域からの招待 3 団体で 60 万円。30 回記念イベントとして花祭保存会 8 団体の「榊鬼」出演料として 80 万円を計上していた。補正については、花祭保存会 3 団体を 2 団体に減らし 20 万円の減、「榊鬼」出演団体が 1 団体増えて 10 万円の増、フィナーレで手筒花火を「本郷地区」「市場地区」お願いし 20 万円の増、これを相殺し報償費は 10 万円の減となります。

また需用費の消耗品については当初、舞台装飾 9 万円、「榊鬼」等身大パネル 17 万 8 千円、花祭タオル 60 万円、消耗品 10 万円で計上していたが各品目の整理により 12 万 8 千円を減、食糧費については、出演者等当初見込みを上回ることから 9 万円を増額し需用費全体では 38 千円の減額となる。

委託料は、花祭 11 か所の「榊鬼」が登場する場面を映像で流したいことから 12 万 9 千円の補正となった。

委員より「例年に比べて多額な予算規模となっているが全体をイメージすると、どの様なものになるか」、担当より「当日は、午前 11 時開会で概ね 18 時 30 分ごろ閉会を予定し

ている。本年はメインステージをドームの真ん中に設置し 30 回記念にふさわしい内容にしたい。

主な内容については、掛川市・新城市・阿南町の出演、和太鼓集団「志多ら」の演奏、毎年ローテーションで出演している花祭保存会の出演。本年は東菌目・古戸保存会の 2 団体であります。30 回記念として花祭 11 保存会の「榊鬼」の出演、フィナーレは本郷地区と市場地区の手筒花火を披露することになっている。

開会前には、ヘボサミット・チェンソーアートの実演・木工芸の実演。会場内においては、物品・飲食の販売等 30 回記念にふさわしい内容にしたい。詳細内容については、調整中である」との回答。

委員より「25 ページ、消防費について関連質問。役場職員は対象者全員が消防団に入っているか。強制することはできないと思うが、入っていない職員には勧誘できないか」、担当より「基本的には各分団にお願いしており、町職員についても各分団から勧誘させていただいておる」との回答。また町長より「地域活動の一端であり採用時にも、消防団についての趣旨説明をしており概ね入団していると思う。諸般の事情により 2 名が入っていないが、今後は地域支援団員を含め地域にとっては必要な事であり、しっかり取り組みたい」との回答がありました。

また委員より「各分団はもとより、役場においても勧誘をされるように要望する」。

次に委員より「25 ページ、消防費について関連質問。防災訓練の折に、消火栓取扱説明があった。ボックスを開けたところ筒先がなかった。盗難に有った訳で前にもそういう事例があったが、こう言った事例が他にもあるか。また対応はどうされているか」との質問。担当より「9 月 2 日の報告はいただいた。担当者は各分団に調査・確認をしているが现阶段では、被害・紛失等の報告はない。失った器具・備品については購入を検討する。次回の本団会議に報告し対応を協議したい」との回答。

委員より「早急に対応願いたい」との要望。

委員より「22 ページ、土木総務費・19 節負担金について、三遠南信自動車道佐久間道路開通式費用と思うが 300 万円の負担は高額ではないか。今後東栄側も開通するが本町にとっては大きな開通式になると思う。この辺の兼ね合いはどのように考えているか」との質問。担当より「浜松市と合同で見積もっており、総額 600 万円で折半し 300 万円の負担である。内容は、シンポジウム・イベント・開通式の 3 本立てで行う。方向は現在調整をしている」との回答。町長より「国の意向、静岡県・浜松市の考え方もある。本町にとっては人口割あるいは財政力割等で協議したが最終結果は「折半」と言うことになった。3、4 年後の三輪・鳳来峡間の開通式典については、新城市との調整となる」との回答がありました。

また委員より「東栄・鳳来峡間が開通した時の式典はどう考えるか。我々にとっては、期待もしているし利便上の効果も大きい、そうした意味では盛大に実施されると思っているが考え方について」、担当より「国の意向を踏まえ、新城市との調整を含めて進めることになるが具体的なことについては考えていない」との回答。

委員より「3、4 年後には 1 本につながる道路であり関連性をもって進めていただきたい」との要望。

次に、第 10 款・災害復旧費。第 12 款・諸支出金。31 ページから 33 ページまで質疑に



入りました。

委員より「歳出全般で見ると職員の異動があり人件費はどの項目にもある。関連で質問するが、東栄病院の医師が町職員から嘱託職員になり人件費が組換えられた。この医師は町職員から嘱託職員になるわけで、公務員法が適用される職員なのか」との質問。担当より「嘱託職員として任用する。地方公務員法第3条・第3項・第3号に認定される特別職の公務員に該当するので、嘱託職員も公務員に該当している」との回答。

委員より「『みなし公務員』ということになることから地方公務員法を遵守しなければならないということになるがどうか」、担当より「『みなし公務員』については国家公務員法、地方公務員法に規定されている公務員ではなく、公務員として見なされ、公務員に適用される刑法の一部が適用される職員のことを言うことで、今回の嘱託職員は『みなし公務員』ではなく、特別職の公務員にあたる」との回答。委員より「特別職の公務員になるということは、地方公務員法は適用になる。例えば、公職選挙法等の活動は職員と同様にできないのか。それともフリーなのか」との質問。担当より「一般職の公務員については、地方公務員法第36条の規定により、区域内での政治活動行為は禁止されている。今回の嘱託職員については、特別職の公務員にあたるので公職選挙法第136条の2の、地位を利用して選挙運動をすることは禁止されている。ということでそのみが規定されている」との回答。委員より「医師として地位を利用した運動は禁止されているが、そうでなければ問題ないということになるがどうか」、担当より「公務員としての地位を利用した選挙に関する影響とか便益な行為ということに関しては制限がされている」との回答。また委員より「例えば、飲酒運転等刑法に触れるようなことをした時は、懲罰委員会にかけられるのかどうか」、担当より「確認する」との回答。また委員より「懲罰委員会に諮れるかどうか、選挙法で言えばかなり自由な立場になる。病院の院長、診療所の所長と言うのは町の要職であり正職員でなく嘱託職員で良いのか。他の職員も嘱託を希望した場合は止められない状況になる。今後はしっかりと考えるべきだと思う」、町長より「4月から公務員採用ということで進めてきたが、前回の全員協議会で報告のとおり経過の中でこの様になったことについては説明をさせていただいておる。嘱託が良いとは思っていないが現状の病院を運営する上では致し方ないと判断している。ご指摘のことについて検討するところは検討する」との回答。また委員長から「委員の指摘、執行部からの見解をいただいたところであるが、結論がまとめ次第報告をしていただくことにしたい」との発言がありました。

以上で歳出の質疑を終わり、「歳入」全般について、補正予算説明書3ページから7ページまで質疑に入りました。特に質疑なく、議案第51号の質疑を打ち切り討論に入るも討論もなく、議案第51号「平成30年度東栄町一般会計補正予算(第2号・関係分)」の件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に議案第54号『平成30年度東栄町簡易水道特別会計補正予算(第1号)について』を議題といたしました。歳入・歳出全般について質疑を行ないましたが、特に質疑、討論なく議案第54号『平成30年度東栄町簡易水道特別会計補正予算(第1号)について』の件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に議案第55号『平成30年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について』を議題といたしました。歳入・歳出全般について質疑を行ないましたが、特に質疑、

討論なく議案第 55 号『平成 30 年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)について』の件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に議案第 56 号『平成 30 年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 号)について』を議題といたしました。歳入・歳出全般について質疑を行ないましたが、特に質疑なく、討論なく議案第 56 号『平成 30 年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 号)について』の件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で付託された議案の審査は終了いたしました。内容について、ご確認をされたい方は「総務経済委員会会議録」を閲覧されるようお願いいたします。

閉会は、10 時 45 分でした。委員長報告を終わります。

#### 議長（伊藤芳孝君）

総務経済委員長の報告が終わりました。続いてこの報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

#### 議長（伊藤芳孝君）

はい、以上で質疑を打ち切ります。次に『文教福祉委員長』に報告を求めます。

（「議長、5 番」の声あり）

はい、文教福祉委員長 5 番 加藤彰男君。

#### 5 番（加藤彰男君）

文教福祉委員会の審査結果を、会議規則第 39 条の規定により報告いたします。

本委員会には、議案第 51 号『平成 30 年度東栄町一般会計補正予算（第 2 号）について（関係分）』、議案第 52 号『平成 30 年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について』、議案第 53 号『平成 30 年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について』、議案第 57 号『平成 30 年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計補正予算（第 2 号）について』の計 4 議案が付託されました。

9 月 14 日の委員会審査の結果、いずれの議案も全会一致で原案どおり可決すべきものと決しましたので報告いたします。

以下、審査において質疑・答弁があった議案について、主な内容を報告いたします。

初めに、議案第 51 号『平成 30 年度東栄町一般会計補正予算（第 2 号）について（関係分）』の質疑です。委員より「17 ページ保健衛生総務費・特別会計繰出金支出の経緯、増額の内容を説明願いたい」との質問がありました。病院から「丹羽美和子ドクター退職に伴う、報酬の支払いとして 3 条の赤字補てん分を補正した。内訳は報酬額の増額、児童手当の増額など約 300 万の増額になる」との回答でした。

委員より「常勤から非常勤に変わった経緯を説明願いたい。また報酬額は旧せせらぎ会と比べてどうなっているのか」との質問がありました。町長から「7 月 19 日の丹羽美和子先生との面談で退職する旨の話があり、8 月末で退職し、9 月から非常勤の医師として働くということで最終合意した。報酬として 300 万増えたのは、年間の報酬額が最終的に調

整がつかず、東栄病院の第1四半期で約20%落ち込みに伴う診療報酬手当の減少分も含めて調整した。旧せせらぎ会の年間の報酬と比べれば、丹羽医院長も美和子先生も増額である」との回答でした。

委員より「今後、有床診療所にして最終的には無床診療所という方向が決まっており医師の方々にも前向きにやっていただき、この町に合った医療をもう一度一緒に考えられるといいと思うが、病院事務長の考えを伺いたい」との質問がありました。病院事務長から「今の段階で少し意見の食い違いもあるが、最終的に目標が決まりどういう形で無床診療所化していくかの合意がなされ、お互いに理解し合いながら進めるようにしていきたい」との回答でした。

委員より「無床診療所の段階では病院の部署や機能が減って、たとえばエックス線検査などが減るようなことはあるのか。また先の大石先生の講演会で病院や介護施設などのスタッフの機能が高まれば、医師などの人材に余裕が出てくるという話があったが、どう考えるか。病院の看護師も将来に対する不安があるように聞いている。安心できるような方策も考えていただきたい」との関連質問がありました。住民福祉課から「医療基本構想・基本計画でスケジュールが1年伸びることは、議会にも示している。病院機能は、これまでの入院に付随するものは無くなるが、現状の外来患者数120名に伴う機能にプラス透析などはやりたいと考えており、計画として変わっていない。当然、医師も含めて看護師や検査技師、臨床工学技士、放射線技師など専門の資格者でないとできない部分は人材の確保の状況によって変わることも考えられる。大石先生は東栄病院の詳細なデータをもとに発言されていないと思うが、東栄病院の病床がなくなれば、看護師も介護職も余剰人員が出るのは当然である。余剰になった職員が、例えば訪問看護や検討中の代替機能で介護職などに携わるかもしれない。東栄町の単位で考えれば看護師も介護職も需要があるので、選択の自由を前提にした上で働いていただける場所はあると考える」との回答でした。

委員長より「これまでの委員の質問から、医療体制・規模という検討から、さらに診療体制・診療内容に具体的に言及する必要があると考えるが、どうか」との発言がありました。町長から「基本構想・基本計画も変えないという方針も含めて、議会にはお話している。病院も公設公営に変わった4月に職員を集めて、基本構想・基本計画を説明している。無床か有床かもマンパワーがなければ、いくら望んでもできないので、その辺の話をしたいと考えている。今回、議会に新しい施設の1年先送りを伝えたが、1番の問題は病床である。大石先生とも話したが、代替の部分をどうするか、看護師や介護士の働き方をどうするかで、既に介護職で退職を希望する方がいる。湯谷に特養ができ、求人募集もあるのでその影響もあると思う。医師の方も任期付きで1年の雇用であり、今後のことを相談しなければならぬが、院長との懇談の場ができていない。そういう状況で困るのは職員であり、病院が職員に伝え切れないので今月も含めて、職員を集める機会を行政側が作りたいたいと思っている。長期的には無床になる33年10月を見据えての計画であり、そして来年4月からの有床診療所まであと半年しかない。職員も不安があり、町の問題でもあり、郡の問題、さらに北部医療圏の問題、そして県との問題と全部につながる。診療所に変更する許可の件もあり、議会にも情報をしっかり伝えていきたいし、新たな代替の施設の検討も新しいものなのか、今の既存施設かその結論に見出すところまでいけない。検討の場には病院関係者は早川先生も含めて出ているが、病院の中に戻ってどこまで職員に伝

えきれているかどうか、これも課題であり今後職員に伝える機会をつくりたい」との回答でした。

委員より「18 ページ・環境衛生費の委託料『臭気指数測定業務委託料 27 万円』の委託先と、事業執行の時期を伺いたい。地元では業者に対して『悪臭で困っている』という旨の意思表示をしており、1 回 2 回の測定ではなく、十分な調査をして欲しい」との質問がありました。住民福祉課から「業者は豊橋の『イズミテック』という環境調査の専門業者である。臭気指数測定は 2 回分である。早期に行い、あともう 1 回は中部蛋白飼料の本格稼働が冬場であるので、冬期にも 1 回行ないたい」との回答でした。

委員より「以前、一般質問で小中学校の空調関係の質問があったが、4 月から学校環境衛生基準も変更になっており、町はどのように考えているのか」との関連質問がありました。担当課から「小中学校のエアコンは設置を前提にしており、見積りを取っている。今後国の補助制度も考えられるので、速やか対応できるようにしたい。小学校ではガス・電気どちらがよいかの相談中で、エアコンを入れる前提で動いている」との回答でした。

次に議案第 57 号『平成 30 年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計補正予算（第 2 号）について』の質疑です。委員より「先に医師報酬でも質問があったが、時間単価、日額、月額など報酬の積算根拠を教えてください」との質問がありました。病院より「月額で行っており、月額の決定の基準は、現行の津具、豊根診療所の医師報酬を参考にして決定した。半年分である」との回答でした。

委員より「公設公営になって給与の決定方法は減給分を補償するという考えか、勤続を考慮して再計算して決めたのか伺いたい」との質問がありました。病院より「基本的な考え方は、旧せせらぎ会も含めて東栄病院での勤続を勘案し、町の給与のルールに従って号級を決定した。若干上がった人もいるし下がった人もいる。減給を補償するという考え方ではない」との回答でした。

なお全体を通して「その他」で、9 月 15 日の東栄小学校の運動会開催の見通しについて、教育長から発言がありました。

以上で文教福祉委員会の審査報告を終わります。

続いて文教福祉委員会・協議会の報告を致します。文教福祉委員会・協議会では、送付されました 3 件の陳情書について協議を行いました。

はじめに「定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情について」は、定数改善計画の早期策定・実施と、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率 1/2 への復元に向け、意見書を政府に提出願いたいという内容であり、協議の結果「採択」とし、国に対する「意見書」を本日追加上程させていただきます。

次に「国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書」については、『父母負担の公私格差を是正するための就学支援金の一層拡充及び、国庫補助金と地方交付税交付金を充実させ経常費補助の一層の拡充を図ることについての意見書を国に提出願いたい』との内容で、協議の結果「議長預かり」といたしました。

また「愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書」については、『「教育の公平」を実現し、「私学選択の自由」を確保するための授業料助成と入学金助成の拡充とともに、経常費助成についても国から財政措置がなされる「国基準単価」を土台に、学

費と教育条件の公私格差を着実に是正できる施策を実施することについての意見書を県に提出願いたい』との内容で、協議の結果「議長預かり」といたしました。

なお協議会では、福祉医療に関する所管委員会として「医療保健センターの建設及び地域包括ケアプランなどの調査研究」の必要性に関する協議を行い、所管委員会として「所管事務の閉会中の継続審査」を行う旨を全会一致で合意確認しましたので、文教福祉委員会の「閉会中の継続審査」を本日追加上程させていただいております。

以上で文教福祉委員会の審査報告及び文教福祉委員会・協議会の報告を終わります。

**議長（伊藤芳孝君）**

文教福祉委員長の報告が終わりました。続いてこの報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（伊藤芳孝君）**

質疑を打ち切ります。以上で、各委員会の委員長報告を終了します。

---

## 認定案第1号

---

**議長（伊藤芳孝君）**

これより各案件の審議に入ります。各認定案につきましては、去る9月10日の『決算特別委員会』において十分審査をさせていただいておりますので質疑については、簡略にお願いします。

それでは、日程第2、認定案第1号『平成29年度東栄町一般会計歳入歳出決算認定について』の件を議題といたします。

認定案第1号の質疑に入ります。歳出全般について質疑をお願いします。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（伊藤芳孝君）**

はい、以上で歳出を終わり、続いて歳入全般について質疑をお願いします。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（伊藤芳孝君）**

はい、以上で認定案第1号の質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (伊藤芳孝君)

はい、討論なしと認めます。これより、認定案第1号の件を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (伊藤芳孝君)

はい、ご異議なしと認めます。よって、認定案第1号『平成29年度東栄町一般会計歳入歳出決算認定について』の件は原案のとおり認定する事に決しました。

## ----- 認定案第2号 -----

議長 (伊藤芳孝君)

次に、日程第3、認定案第2号『平成29年度東栄町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について』の件を議題といたします。認定案第2号の質疑に入ります。歳入歳出全般について質疑をお願いします。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (伊藤芳孝君)

はい、以上で質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (伊藤芳孝君)

はい、討論なしと認めます。これより、認定案第2号の件を採決します。お諮りします。本案は認定する事にご異議はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (伊藤芳孝君)

はい、ご異議なしと認めます。よって、認定案第2号『平成29年度東栄町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について』の件は原案のとおり認定する事に決しました。

----- **認定案第3号** -----

**議長（伊藤芳孝君）**

次に、日程第4、認定案第3号『平成29年度東栄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について』の件を議題といたします。歳入歳出全般について質疑をお願いします。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（伊藤芳孝君）**

はい、以上で質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（伊藤芳孝君）**

はい、討論なしと認めます。これより、認定案第3号の件を採決します。お諮りします。本案は認定する事にご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（伊藤芳孝君）**

はい、ご異議なしと認めます。よって、認定案第3号『平成29年度東栄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について』の件は原案のとおり認定する事に決しました。

----- **認定案第4号** -----

**議長（伊藤芳孝君）**

次に、日程第5、認定案第4号『平成29年度東栄町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について』の件を議題といたします。歳入歳出全般について質疑をお願いします。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（伊藤芳孝君）**

以上で質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、討論なしと認めます。これより、認定案第4号の件を採決します。お諮りします。本案は認定する事にご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

ご異議なしと認めます。よって、認定案第4号『平成29年度東栄町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について』の件は原案のとおり認定する事に決しました。

---

**認定案第5号**

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第6、認定案第5号『平成29年度東栄町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について』の件を議題といたします。歳入歳出全般について質疑をお願いします。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、以上で質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、討論なしと認めます。これより、認定案第5号の件を採決します。お諮りします。本案は認定する事にご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、ご異議なしと認めます。よって、認定案第5号『平成29年度東栄町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について』の件は原案のとおり認定する事に決しました。

---

**認定案第6号**



**議長（伊藤芳孝君）**

次に、日程第7、認定案第6号『平成29年度東栄町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について』の件を議題といたします。歳入歳出全般について質疑をお願いします。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（伊藤芳孝君）**

はい、以上で質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（伊藤芳孝君）**

はい、討論なしと認めます。これより、認定案第6号の件を採決します。お諮りします。本案は認定する事にご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（伊藤芳孝君）**

はい、ご異議なしと認めます。よって、認定案第6号『平成29年度東栄町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について』の件は原案のとおり認定する事に決しました。

----- **認定案第7号** -----

**議長（伊藤芳孝君）**

次に、日程第8、認定案第7号『平成29年度東栄町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について』の件を議題といたします。歳入歳出全般について質疑をお願いします。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（伊藤芳孝君）**

はい、以上で質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（伊藤芳孝君）**

はい、討論なしと認めます。これより、認定案第7号の件を採決します。お諮りします。本案は認定する事にご異議はございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長（伊藤芳孝君）**

はい、ご異議なしと認めます。よって、認定案第7号『平成29年度東栄町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について』の件は原案のとおり認定する事に決まりました。

---

### 認定案第8号～13号

---

**議長（伊藤芳孝君）**

ここでお諮りいたします。日程第9、認定案第8号から日程第14、認定案第13号までの「平成29年度各財産区特別会計歳入歳出決算認定について」の6案件につきましては、質疑から採決まで一括して行いたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長（伊藤芳孝君）**

はい、ご異議なしと認め、6案件を一括して議題とし、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長（伊藤芳孝君）**

はい、以上で質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長（伊藤芳孝君）**

はい、討論なしと認めます。これより、認定案第8号から認定案第13号までの6案件を一括して採決します。お諮りします。6案件を認定する事にご異議はございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長（伊藤芳孝君）**

はい、ご異議なしと認めます。よって、認定案第8号から認定案第13号までの「平成

29年度各財産区特別会計歳入歳出決算認定について」の6案件については、原案のとおり認定する事に決しました。

---

#### 認定案第14号

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第15、認定案第14号『平成29年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計歳入歳出決算認定について』の件を議題といたします。東栄病院事業決算報告書の「収益的収入及び支出」、「資本的収入及び支出」全般について質疑をお願いします。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、以上で質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、討論なしと認めます。これより、認定案第14号の件を採決します。お諮りします。本案は認定する事にご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、ご異議なしと認めます。よって、認定案第14号『平成29年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計歳入歳出決算認定について』の件は原案のとおり認定する事に決しました。

---

#### 議案第49号

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第16、議案第49号『東栄町町税条例等の一部改正について』の件を議題といたします。議案第49号の質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（伊藤芳孝君）**

はい、以上で質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（伊藤芳孝君）**

はい、討論なしと認めます。これより、議案第 49 号の件を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決するに、ご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（伊藤芳孝君）**

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第 49 号『東栄町町税条例等の一部改正について』の件は原案のとおり可決されました。

---

### 議案第 51 号

---

**議長（伊藤芳孝君）**

次に、日程第 17、議案第 51 号『平成 30 年度東栄町一般会計補正予算（第 2 号）について』の件を議題といたします。議案第 51 号の質疑に入ります。補正予算説明書の歳出全般について質疑をお願いします。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（伊藤芳孝君）**

次に、歳入全般について質疑をお願いします。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（伊藤芳孝君）**

以上で質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（伊藤芳孝君）**

討論なしと認めます。これより、議案第 51 号の件を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決するに、ご異議はございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長（伊藤芳孝君）**

ご異議なしと認めます。よって、議案第 51 号『平成 30 年度東栄町一般会計補正予算（第 2 号）について』の件は、原案のとおり可決されました。

---

**議案第 52 号**

---

**議長（伊藤芳孝君）**

次に、日程第 18、議案第 52 号『平成 30 年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について』の件を議題といたします。議案第 52 号の質疑に入ります。補正予算説明書の「歳入」「歳出」全般について、お願いします。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長（伊藤芳孝君）**

はい、以上で質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長（伊藤芳孝君）**

討論なしと認めます。これより、議案第 52 号の件を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決するにご異議はございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長（伊藤芳孝君）**

ご異議なしと認めます。よって、議案第 52 号『平成 30 年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について』の件は原案のとおり可決されました。

---

**議案第 53 号**

---

**議長（伊藤芳孝君）**

次に、日程第 19、議案第 53 号『平成 30 年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について』の件を議題といたします。議案第 53 号の質疑に入ります。補正予算説明書の「歳入」「歳出」全般についてお願いします。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長（伊藤芳孝君）**

はい、以上で質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長（伊藤芳孝君）**

はい、討論なしと認めます。これより、議案第 53 号の件を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決するにご異議はございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長（伊藤芳孝君）**

ご異議なしと認めます。よって、議案第 53 号『平成 30 年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について』の件は原案のとおり可決されました。

---

#### ----- 議案第 54 号 -----

**議長（伊藤芳孝君）**

次に、日程第 20、議案第 54 号『平成 30 年度東栄町簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）について』の件を議題といたします。議案第 54 号の質疑に入ります。補正予算説明書の「歳入」「歳出」全般についてお願いします。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長（伊藤芳孝君）**

はい、以上で質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長（伊藤芳孝君）**

はい、討論なしと認めます。これより、議案第 54 号の件を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決するにご異議はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（伊藤芳孝君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 54 号『平成 30 年度東栄町簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）について』の件は原案のとおり可決されました。

---

議案第 55 号

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第 21、議案第 55 号『平成 30 年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について』の件を議題といたします。議案第 55 号の質疑に入ります。補正予算説明書の「歳入」「歳出」全般についてお願いします。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

以上で質疑を打ち切ります。続いて、本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、討論なしと認めます。これより、議案第 55 号の件を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決するにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第 55 号『平成 30 年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について』の件は原案のとおり可決されました。

---

議案第 56 号

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第 22、議案第 56 号『平成 30 年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について』の件を議題といたします。議案第 56 号の質疑に入ります。補正予算説明書の「歳入」「歳出」全般についてお願いします。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

以上で質疑を打ち切ります。続いて、本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

討論なしと認めます。これより、議案第 56 号の件を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決するに、ご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第 56 号『平成 30 年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について』の件は原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第 57 号

---

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第 23、議案第 57 号『平成 30 年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計補正予算（第 2 号）について』の件を議題といたします。議案第 57 号の質疑に入ります。補正予算説明書の「収入」「支出」全般についてお願いします。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、以上で質疑を打ち切ります。続いて、本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

討論なしと認めます。これより、議案第 57 号の件を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決するに、ご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）



はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第 57 号『平成 30 年度東栄町 国民健康保険東栄病院事業 特別会計補正予算・第 2 号について』の件は原案のとおり可決されました。キリがいいのでここで 10 分間休憩させて下さい。再開を 11 時 5 分からでお願いします。

<休憩 10:53~11:05>

## ----- 選挙第 1 号 -----

### 議長（伊藤芳孝君）

再開します。日程第 24、選挙第 1 号『北設広域事務組合議会議員の選挙について』の件を議題といたします。提案者の説明を求めます。

（「議長、総務課長」の声あり）

はい、総務課長。

### 総務課長（内藤敏行君）

選挙第 1 号 北設広域事務組合議会議員の選挙について。北設広域事務組合同規約（平成 13 年東栄町規約第 1 号）第 5 条第 3 項の規定により、組合議会議員の選出を求める。平成 30 年 9 月 19 日提出、東栄町長 村上孝治。

選任理由、北設広域事務組合議会議員任期満了による。任期、平成 30 年 9 月 19 日から平成 34 年 9 月 18 日まで。以上です。

### 議長（伊藤芳孝君）

選挙第 1 号については、ただいま説明のあったとおりでございます。北設広域事務組合の議員選出については、規約に基づいて選挙を行います。従来からの申し合わせで、選挙の取り回しにつきましては、議事進行を「副議長」と交代させていただきますのでよろしくお願いをいたします。

### 副議長（伊藤紋次君）

それでは議事を進行します。日程第 24、選挙第 1 号『北設広域事務組合議会議員の選挙について』の件を進めさせていただきます。ここでお諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定に基づく「指名推選」とし、私から指名させていただきますと思いますが、これにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

### 副議長（伊藤紋次君）

ご異議なしと認め、私から「町長の村上孝治君」と「議長の伊藤芳孝君」を指名いたします。ただいま指名しました「町長 村上孝治君」と「議長 伊藤芳孝君」を北設広域事務組合議会議員の当選人と定めることに、ご異議はございませんか。

(「なし」の声あり)

**副議長（伊藤紋次君）**

異議なしと認めます。よって、北設広域事務組合議会議員に、「町長 村上孝治君」「議長 伊藤芳孝君」が当選いたしました。

当選された「町長 村上孝治君」と「議長 伊藤芳孝君」が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定による当選の告知をします。改めて、当選人の氏名、住所、生年月日を議会事務局長から報告させます。

(「議長、議会事務局長」の声あり)

はい、議会事務局長。

**議会事務局長（長谷川伸君）**

それでは順番に、住所、氏名、生年月日を報告させていただきます。

住所、東栄町大字三輪字沢上 60 番地 1。氏名、村上孝治。生年月日、昭和 33 年 2 月 28 日。続きまして住所、東栄町大字本郷字赤谷 30 番地。氏名、伊藤芳孝。生年月日、昭和 23 年 1 月 8 日。以上でございます。

**副議長（伊藤紋次君）**

ただ今から事務局から氏名等が入った選挙第 1 号資料を配布させていただきますのでよろしくお願ひします。

事務局 選挙第 1 号の配布

**副議長（伊藤紋次君）**

それでは、当選されました「町長」からあいさつをお願いいたします。

(「議長、町長」の声あり)

はい、町長。

**町長（村上孝治君）**

ただいま北設広域事務組合議会議員にご指名いただきまして誠にありがとうございます。広域事務という事で引き続き、特にゴミ処理の広域化の問題、そして松戸のクリーンセンターにつきましては、新たな新規の信用処理施設の建設もまもなく始まろうとしています。そして情報ネットワークにつきましては、今後更新等が大きな課題となっております。特に町民の生活に密着したことが多いわけですので、今後も責任を果たせますようしっかりと取り組んでまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひします。

**副議長（伊藤紋次君）**

続きまして、「議長」からあいさつをお願いいたします。

**議長（伊藤芳孝君）**

はい、ただいま推薦・承認ありがとうございました。北設広域事務組合のためにしっかりと取り組んでまいりますのでよろしくお願いをいたします。

**副議長（伊藤紋次君）**

はい、よろしくお願いします。以上で、選挙第1号が終了しましたので、ここで議長を交代いたします。

----- **意見書第2号** -----

**議長（伊藤芳孝君）**

次に、日程第25、意見書第2号『定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書案の提出について』の件を議題といたします。提出者の説明を求めます。

（「議長、5番」の声あり）

はい、文教福祉委員長 加藤彰男君。

**5番（加藤彰男君）**

意見書第2号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書（案）の提出について。地方自治法第99条の規定による別紙意見書（案）を東栄町議会会議規則第13条の規定により提出する。平成30年9月19日提出、提出者 東栄町議会議員 加藤彰男、賛成者 東栄町議会議員 伊藤久代。

内容の詳細につきましては、議会事務局長から朗読説明をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

**議長（伊藤芳孝君）**

議会事務局長に説明させます。

（「議長、議会事務局長」の声あり）

はい、議会事務局長。

**議会事務局長（長谷川伸君）**

定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書についてご説明させていただきます。

未来を担う子どもたちが夢や希望をもち、健やかに成長していくことは、すべての国民の切なる願いである。しかし、学校現場では子どもたちの健全育成にむけて真摯に取り組んでいるものの、いじめや不登校、非行問題行動を含めた、子どもたちをとりまく教育課題は依然として克服されていない。また、特別な支援を必要とする子どもや日本語教育の必要な子どもも多く、適切な支援を行うための十分な時間が確保できないなどの課題にも直面している。

昨年度、文部科学省は、9年間で22,755人の教職員定数改善の考え方を示し、その初年度分として3,415人の定数改善を盛り込んだ。しかし、少人数学級の推進や教職員定数改善計画は示されておらず、不十分であると言わざるを得ない。さらに、政府予算においては、新学習指導要領の円滑な実施のための小学校専科指導の充実など、1,210人の加配措置による教職員定数改善が盛り込まれたものの、子どもたちの健やかな成長を支えるための施策としては、大変不満の残るものとなった。山積する課題に対応し、すべての子どもたちにゆきとどいた教育を行うためにも、少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画の早期策定・実施が不可欠である。

また、子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。しかし、三位一体改革が断行されて以来、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率は、2分の1から3分の1に引き下げられたままであり、自治体の財政は圧迫されている。教育の機会均等と水準確保のために、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1へ復元することは、国が果たさなければならない大きな責任の一つである。

よって貴職においては、平成31年度の政府予算編成にあたり、定数改善計画の早期策定・実施と、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元にむけて、十分な教育予算を確保されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。愛知県北設楽郡東栄町議会。提出先は内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣でございます。以上でございます。

**議長（伊藤芳孝君）**

提出者の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（伊藤芳孝君）**

はい、以上で質疑を打ち切ります。本件は討論を省略して、直ちに採決に入ることにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（伊藤芳孝君）**

ご異議なしと認めます。意見書第2号の件を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決するに、ご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（伊藤芳孝君）**

ご異議なしと認めます。よって意見書第2号『定数改善計画の早期策定・実施と義務教

育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書案の提出について』の件は原案のとおり可決されました。

---

### 継続審査

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第 26、『議会運営委員会の閉会中の継続審査について』の件を議題といたします。議会運営委員長から、次期定例会の会期日程等、議会運営に関する事項及び諮問に関する事項について、会議規則第 73 条の規定により、「閉会中の継続審査の申し出」があります。ここでお諮りします。委員長から申し出のとおり「閉会中の継続審査」に付することに ご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

ご異議なしと認めます。よって委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに、決しました。

---

### 継続審査

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第 27、『文教福祉委員会の閉会中の継続審査について』の件を議題といたします。文教福祉委員長から、所管する予算の執行状況 及び 医療福祉等に関する事項について、会議規則第 73 条の規定により、「閉会中の継続審査の申し出」があります。ここでお諮りします。委員長から申し出のとおり「閉会中の継続審査」に付することに、ご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

ご異議なしと認めます。よって委員長から申し出のとおり 閉会中の継続審査に付することに、決しました。

---

### 閉 会

議長（伊藤芳孝君）

以上で、本定例会に付議されました案件は、全て議了いたしました。会期中、皆様方の

ご協力に対しまして厚くお礼申し上げます。これをもちまして、『平成 30 年第 3 回 東栄町  
議会定例会』を閉会いたします。

<閉 会 11:18>

以上のおり会議次第を記録し、これを証するため署名する。

東栄町議会議長

署名議員

署名議員